伊予市
じんけん教育
一人一人の人権が尊重される、
明るい伊予市をめざして

2015 No.21

■編集・発行
伊予市教育委員会
愛媛県人権教育協議会伊予市支部
〒799-3113
伊予市米湊768番地2
TEL.089-982-5155
FAX.089-982-5156

自然や地域に豊かに育まれて　おおひら保育所

おおひら保育所は、山や田畑、清流など豊かな自然に囲まれた南山崎地区に位置し、築五年の真新しい木造園舎で全園児三十五名が楽しい毎日を送っています。近隣には、児童クラブや公民館、駐在所、小学校などがあり、地域の方々との交流も日常的に行われています。

園庭の築山には十数本の木々が立ち並び、鳥取芝を足元に携えたその姿は、さながら小さな森のようです。サクランボ、梅、ヤマモモ、ナツメ、キンカンなどの実のなる木は、四季折々のめでる・味わう楽しみを与えてくれます。七月下旬には、年長児の仕込んだ梅ジュースが出来上がり、みんなでおいしくいただきました。それまで遊びにしか使っていなかった梅でしたから、なっている実を落とそうと木をゆする子もいました。昨年初めて梅ジュースを飲んでからは、梅の木の扱いが変わってきています。まさにおいしい体験がそうさせたのでしょう。

レンゲ畑で ハイ チーズ!!

地域の方のご厚意で、貴重な自然体験もさせていただいています。四月には、レンゲ畑で遊ばせていただきました。子どもたちは、広い畑でレンゲのにおいを嗅いだり、花摘みをしたり、寝そべったり、かくれんぼをしたり、カエル探しをしたりと、五感をフルに働かせて遊ぶことができました。

どろんこ いい気持ち!!

六月には、公民館横の田んぼで泥んこ遊びをさせていただきました。泥の田んぼに入るには、ちょっと勇気がいるようで、なかなか入れない子もいます。でも、時間が経つとだんだん慣れてきて、ダイナミックに楽しめるようになり、体だけでなく心にもいっぱい汗をかいているようでした。

月に一度の読み聞かせ隊の方々によるお話も、子どもたちの楽しみの一つです。読み聞かせ隊の人脈の広がりに、「今日は誰が来るんかなあ」と子どもたち。今では、絵本・紙芝居だけでなくギターの弾き語りやマジックなども

読み聞かせのおじさん ありがとう

あり、枠にとらわれない地域交流の機会となってきました。

その他、「さつま芋を植えに来んかな」「ブルーベリー狩りしてみる?」など、地域の方の顔が見える形で、自然体験・食育体験をさせてもらっています。あちこちでお目にかかると、子どもたちの方から、「○○のおいちゃんや」などと再会を喜ぶ声も聞かれるようになりました。

おおひら保育所の子どもたちにとって、「自然体験」と「地域の方」は、セットで心に刻まれていっているように感じます。そして、子どもたちの心もワクワク動いているのです。それはとても素敵なことで、この上ない幸せだと思っています。

この豊かな経験ができるのも「子は宝」と、分け隔てなく地域の子どもたちを大切にしてくださる南山崎地区の方々のおかげだと感謝しています。

地域にはいろいろな方がいて、一緒に活動したり優しく接してもらったりすることで、人とかかわることの楽しさを味わってほしいと思っています。

差別に気付き、差別を許さない児童の育成

由並小学校

由並小学校では、「よく学び、最後までがんばる由並っ子の育成」を目標に、豊かな人間性を育むための教育実践を行っています。人権・同和教育では、「差別に気付き、差別を許さない児童の育成」を目標に、全ての教育活動を通じて「差別に負けない子」「差別を許さない子」「差別をしない子」の育成に努めています。具体的には、低学年では「誰とでも仲よく遊べる児童、そして、友達に対して思いやりの心をもって行動する児童」、中学年では「差別とか偏見というものに気付く児童、そして、差別や偏見に気付いたら解決しようと行動できる児童」、高学年では「不合理や矛盾、差別といったものに気付く児童、そして、それらの事象をみんなで協力して解決する児童」を目指す児童像として考えています。

人権啓発作品づくり

児童一人一人の人権意識を高めるために、全校児童で人権標語を作ったり、四年生以上の児童が人権詩・作文・ポスターの制作を行ったりしています。昨年度の人権標語の一部を紹介します。

人権標語

○「ごめんね」とぼくからいってなかなおり　(一年)
○「こっちにおいで」大きくふる手に思いやり　(一年)
○見てる人　あなたもいじめの仲間です　(四年)

人権集会

毎年二学期に人権集会を開催しています。集会の中心は、二十年以上続いている人権劇の上演です。由並小学校の人権劇は、四年生児童が脚本を作り、劇で必要な道具なども自分たちで作る、オリジナルのものです。

昨年度は、「本当の友達」という題名の劇を四年生児童十七名が演じました。日常生活の中のよくある場面を取り上げて、本当の友達とはどういうものなのかを全校児童に提案しました。劇を通して、一人一人が相手のことを考えて行動し、互いに助け合い、高め合える友達づくりの大切さに気付きました。そして、いじめのない明るい学校をつくろうとする意欲も高まりました。また、演じた児童はもちろんのこと、観劇している児童や保護者も、登場人物の気持ちの変容に共感したり、自分の生活を振り返ったりすることができました。

(人権劇「本当の友達」)

六年生児童の感想です。

「人権劇を見て、友達について考えました。いつもはあまり考えたことがなかったので、これからの生活の中で気を付けていきたいです」

人権劇の次に、「いよしわらべ合唱隊」の皆さんと「にこにこになかよしコンサート」を行いました。「手のひらを太陽に」や「花は咲く」などをみんなで合唱しました。例年は講演会やビデオ鑑賞でしたが、受身的な研修だけでなく、歌詞の意味を考えたり児童と保護者が共に歌ったりする活動の中で、豊かな心を育むことができました。保護者の感想です。

「コンサートでは、子どもたちと一緒に大きな声で歌えたことがよかったと思います。心に残るすてきなコンサートでした」

毎年行われる人権啓発作品づくりや人権集会を通して、児童・保護者・教職員が、自らの生活を振り返り、人権感覚を磨いています。今後も、全教育活動を通して豊かな心を育てられるように努めていきたいと思います。

(にこにこになかよしコンサート)

愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会

六月三日（水）、ウェルピア伊予を会場に、平成二十七年度愛媛県人権教育協議会伊予市支部総会が行われました。百三十名を超える参加者のもと、前年度の活動や決算等の報告、今年度の活動方針、予算、役員改選が審議され、承認されました。また、記念講演の講師として、ダンスフロム保内代表、上田裕美さんをお迎えしました。創作ダンスを通して、高度感音性難聴という聴覚障がいを乗り越え、輝く人生を送られている生き様を感動的にお話していただきました。総会の様子をお知らせします。

（総会の様子）

◆二十七年度活動方針（要約・抜粋）

家庭・学校・地域と連携し、相手の思いに寄り添い、正しく理解・判断するための啓発活動を中心に、同和問題をはじめとする様々な人権問題の根幹について、正しく知り、正しく伝える活動を推進します。

【就学前部会】

就学前部会人権・同和教育研修会を開催し、幼児期における子どもたちの自尊感情や仲間意識を育てる保育について、実践研究をしていきます。

【学校部会】

市内全小中学校では、郷土資料の教材化を推進し、本市で同和差別の解消に力を尽くした人々の生き様を通して、差別解消への思いや活動から、児童・生徒の人権・同和問題への関心を高め、理解と解決への実践的な行動力の育成を図ります。

【企業・行政部会】

業務遂行が差別意識の再生産につながらないよう、自らの差別心や差別の現実に対する認識を常に高めていくための継続的な研修を積み重ねていきます。

【社会教育部会】

各地区公民館を核にした「地区別人権・同和教育懇談会」を市内全域で開催します。また、「オピニオンリーダー養成講座」では、同和問題をはじめ今日的な人権問題をテーマに学んでいきます。

【調査・研究、啓発活動】

人権問題をより身近なものとして捉え、社会が解決しなければならない重要な問題であると認識できるように、人権啓発作品の募集、機関紙やカレンダーの発行等、啓発活動を推進します。

◆事業計画（主要事業抜粋）

主な行事をお知らせします。皆様方の積極的な参加協力をお願いします。

月	日	研究会等
6	3	愛媛県人権教育協議会伊予市支部　総会
6	4	第十七期オピニオンリーダー養成講座（五回コース）
7	2,3	第六十二回四国地区人権教育研究大会
7	30	全国人権教育研究協議会教育課題別研修会
7	〜	地区別人権・同和教育懇談会
10	2	第三十七回伊予市人権・同和教育研究会
11	5	平成二十七年度中予地区人権・同和教育研究協議会
11	10	平成二十七年度愛媛県人権・同和教育研究大会
11	21,22	第六十七回全国人権・同和教育研究大会
1	中旬	伊予市内企業等人権・同和教育研修会

◆記念企画（講演）

演題　「人生という舞台で輝くために」
講師　ダンスフロム保内 代表　上田 裕美

相手の口の動きを読み取る視覚と、話の流れから相手が答える事を推測する想像力を駆使して、対話している。

学校での先生の話は一方通行なのでついていけず、薬剤師を目指して入学した薬学部でも、講義内容の理解や、資格取得の欠落条項に該当する等、薬剤師の資格取得には苦労した。

中学校体育の創作ダンスで、グループのリーダーに立候補して考えた振付が、曲の始まる瞬間もテンポも分からないため、ポーズや動きを音楽を無視して組み合わせただけのものになった。大学でもダンス部に入りたくて見学したが、自分には到底手の届かない世界だとあきらめた。それでも踊りたい気持ちを抑えられず、松山市で田辺浩子先生が指導するダンスセンターに通い始めた。田辺先生の振付は音楽性が高く、踊れなくてもレッスンは音楽を感じられる至福の時間だった。

結婚後、子連れでもダンスに関わりたいという切実な気持ちから、数人の子どもたちに声をかけて、ボランティアでダンスを教え始めた。

障がいがなくても生きづらい世の中だけど、子どもたちには失敗や挫折を恐れない不屈の精神で、人を信じ自分を信じて、先の長い人生を輝きに満ちたものにして欲しいという思いで接している。

（講演の様子）

（講演内容の要約）

第十七期 オピニオンリーダー養成講座

～地域に根ざす人権・同和教育啓発活動推進者づくり～

人権啓発活動のリーダー育成を目指して十七年目の今年度は、いじめ問題の講座を開設しました。六十九名（昨年度より十四名増）の受講の様子をお知らせします。

◆第一講　六月四日（木）

テーマ「今、子どもたちが学んでいること」

講　師　森岡　郁雄（郡中小学校教諭）

「知る」には、興味本位と、関係性を見出し共に問題解決に取り組む社会的立場の自覚の二面性があります。学校での人権問題学習は、自分とは違う相手の立場への理解、問題に気付き、考え、実行する力、先人たちの行動を学ぶことから導かれる解決への明るい展望をポイントに、学習を進めています。

【受講者の感想】

私は、部落差別を教えるからなくならないと思っている一人だった。今日の講話を聞いて、それでは差別はなくならないと考えを改めた。事実、現実を知らないことが、人権差別につながる。正しい情報を熟知して、初めて差別の根絶ができると思う。

◆第二講　六月十一日（木）

テーマ「みんな笑顔で輝いていますか?」

講　師　亀岡マリ子（元愛媛県男女共同参画センター館長）

男女共同参画社会は、男女が共に対等な立場で参画して計画や企画を立てる社会です。男女共に多様な生き方を可能にし、急激な変化に対応できる活力のある社会を実現するために必要です。

無関心、固定的性別役割分担意識、ハラスメント等に代表される人権問題などの課題もありますが、家庭や地域からその解決に向けて、私たちが共に一歩前に出ることが必要です。

【受講者の感想】

今の社会でも、やはり差別は残っていると思った。男女共同参画社会の実現への法整備が進んでいるにも関わらず、周りの意識や行動が伴っていないのに驚いた。最終的には、私たち自身の意識が変わらなければ状況は変化しないと思う。

（受講の様子）

◆第三講　六月十八日（木）

テーマ「児童生徒のいじめの現状と対応」

講　師　柿本　久（松前町立北伊予中学校長）

いじめの定義も「心理的、物質的攻撃を受けたことで、精神的な苦痛を感じているもの」と一層被害者の立場に立ったものとなりました。学校では、早期発見、適切な対応等が重視され、犯罪行為との認識をもたせる指導や、被害者に対するいじめの本質の理解、他の子のことを告発できる環境構築等が求められています。

【受講者の感想】

職場やママ友等の中で問題となっているいじめに対して、学校の対応や教師の学習等を知り、勉強になった。大人が自らの意識を高め、子どもの視点から、学校以外の社会の存在を教え、生きる視野を広げていくことが大切だと分かった。

◆第四講　六月二十五日（木）

テーマ「特別支援教育の理解」

講　師　友沢　祐一（郡中放課後児童クラブ会長）

特別支援教育は、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた取組支援の視点から、個々の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習や生活上の困難の改善・克服への適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別な支援を必要とする子が在籍する全ての学校で実施されています。本年の二月に「障害者の権利に関する条約」も発効され、学校や関係機関等、生涯にわたる適切な対応が一層、求められるようになりました。

【受講者の感想】

特別支援教育を法律やあり方から学び、障がいに応じた教育を行えば、個々の持てる能力を伸ばせることを具体例を通して理解することができた。この理解を乳幼児の養育現場に生かしたい。

◆第五講　七月九日（木）

テーマ「部落差別解消の歴史」

講　師　宮岡　真司（歴史文化博物館学芸課長）

同和問題の解消は、自分自身の問題として受け止めることから始まります。教科書無償化や統一応募用紙等、差別解消の取組が人々の利益に結びついています。同和問題に対する理解とその解消は、全ての人の幸せな社会を創ることにつながり、国民的課題といわれる理由もここにあります。

【受講者の感想】

同和教育を学習したのは、学生の時以来だが、改めて無関心ではいけないと思った。学びの機会を得られたことに感謝し、今後も学び続ける必要があると思う。

（講演内容、感想等は要約、抜粋）

第六十二回　四国地区人権教育研究大会開催

「四国はひとつ」の合言葉のもと、「すべての人権確立に向け、差別の現実から深く学ぶ実践をとおして、人権文化の構築をめざす教育をどのように創造していくか」を研究主題に、第六十二回四国地区人権教育研究大会が、七月二、三日に徳島県徳島市で開催されました。

（開会式・全体会）

人権確立をめざす教育・地域の教育力の創造の実現を図るため、第一分科会から第六分科会まで、それぞれの研究テーマに添った報告や意欲的な意見交換が行われました。本市からの参加者四十四名も各分科会に分かれ、熱心に研究協議に臨みました。

特に、第一分科会では、北山崎幼稚園、水口久美教諭が、「心がにっこりあったかいね」と題して、幼児一人一人の心の安定を図るために行った実践を具体例を通して報告しました。

幼児は、周りの大人との安定した関係の中でこそ、心が安定して過ごすことができる。教師が幼児個々の思いに寄り添い、認め、共感していくことで幼児の自尊感情を高めることができる等の報告には説得力があり、参加者の共感と感動を得ることができました。

（第１分科会）

【参加者の感想】

二日間にわたる四国地区人権教育研究大会に参加して、四国四県の様々な立場の代表による人権確立をめざす地域の教育力をテーマとした事例発表を聴講した。それぞれの地域において、色々な問題がある中で、人権問題解決の糸口を見つけるため、「どのような方法で取り組みをするのか」また、それぞれに考えの違いのある中で「話し合いの場をどのように展開して、どのような題材で進めるのか」、「地域全体が人権問題に対し、正面から向き合ってくれるのか」など、色々な課題の中で、地域の地区懇等で話し合いをしたり、フィールドワークをしたりしながら、地域の方とのふれ合いを通した解決策が講じられている状況や努力が報告された。

今回の研修を受けて、本当に素晴らしい取組方法だと勉強させられた。地区懇等の開催の場を様々な手法を凝らして、真摯に取り組まれている姿の素晴らしさにも感動した。

研究会で事例発表を聴講して、人権問題解決には、地域の特性に応じた取組が必要であり、地域全体での問題解決を阻害する要因の見直しと解決課題の位置づけが重要と感じた。また、各地域において、人権問題の取組方法に温度差があることに気付いた。人権問題解決にはかなりの時間が必要であり、解決の難しさも実感した。今後は、市内全地域での研修会の開催とより多くの参加者の確保に一層の努力が必要と考える。

人権問題は、多くの意見を聞き進めていかないと口先だけでは解決できず、糸口は見えてこない。取組方法等にも十分な配慮と工夫を加える等、心して取り組まなくてはならないと強く感じた。

【扶桑会館人権教育講座】

～個々の学びを多くの人に～

四国地区人権教育研究大会の参加者個々の学びを多数の人権教育の理解と向上につなげるため、七月十三日（月）、扶桑会館を会場に「四国地区人権教育研究大会に学ぶ」と題して、報告会が行われました。

港南中学校教諭、北山崎小学校教諭、人権擁護委員の三名の方が、参加した各分科会の協議内容について、報告しました。その報告をもとに、参加者全員が各グループに別れて話し合い、その内容をグループごとに発表しました。その中で、

・四国人権教育研究大会の分科会でも自尊感情がよく用いられたが、その言葉の意味を検討すべきではないか。「自分が役に立っている。認められている」であるなら、自己有用感のほうがふさわしい。

・教育関係者だけに通じる言葉を使って、人権教育の推進を行っているのではないか。仲間内だけでは本当の人権教育にならない。

・同和問題は差別によって死ぬ人を出さないために、支える関係づくりを培ってきた。いじめの問題でも、この取組成果が活かされる。その意味で人権問題の核は同和問題にある。

等の意見が出され、人権教育の取組の現状を再確認し、新たな一歩にすることができました。

（講座の様子）

インターネットの利用と人権

子どもたちのインターネットの利用が拡大する中で、学校裏サイト等における誹謗中傷の書き込み等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況から、家庭における子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境への取組が必要とされます。改めて、各家庭で「インターネットと人権」について話合いの場をもつことが大切だと思います。そして、インターネットを通じて、「人」とつながっているのだということを常に意識し、お互いの人権を尊重した正しい利用を心掛けることで、豊かで楽しいコミュニケーションの輪を広げていきたいものです。

【怖い依存症】（厚生労働省調査　平成二十三年十月～平成二十五年三月）

・ネット依存の中高生、全国に五十一万八千人
・夢中、気付けば朝
・入浴と就寝以外はＬＩＮＥ
・すぐ返信しないと仲間はずれ
・睡眠不足、体調不良、不登校などの悪影響が続出

【使い方を間違えると大変なトラブルに！】

・他人を誹謗中傷する情報が書き込まれるネットいじめの問題等が発生
・住所、写真等、他人のプライバシー情報の無断掲載による人権侵害
・差別的な表現の掲載
・下着や裸の写真の掲載
・ネット上で知り合った異性とのトラブル
・他人の作品の無断掲載、著作権の侵害等
・捜査対象者の個人情報の転送、掲載等

【自分自身を守る】

・ワンクリック請求等、不当な請求には応じない
・知らないメールの添付ファイルは開かない
・心当たりのないメールに返信しない
・「モデル」「プレゼント」等の誘い文句にむやみにのらない
・無料サイト等の怪しいサイトを利用しない
・ネットで知り合った人に安易に会わない
・実名や個人情報等を安易に公開しない
・トラブルはすぐ相談
・ＩＤ、パスワードをネットに書かない

【相手を傷つけない】

・他人の悪口や差別的な内容は書き込まない
・うわさ話は書き込まない
・チェーンメールは転送しない
・人が写っている写真や動画を勝手に掲載しない
・暴力的な言葉、差別的な言葉等、使用する言葉に注意する
・知人のアドレスや住所等の個人情報を勝手に載せない
・他人の書き込みを【あおる】書き込みをしない

保護者が子どもたちを守るための有効な方策とは

【ネットでの情報発信マナーを守らせる】

・他人の悪口を書かない
・他人の権利を大切にする
・個人情報は公開しない

【家庭で使い方のルールを決める】

・フィルタリングの設定
・他人に貸し出さない
・トラブル時にすぐに相談
・利用時間や料金の決定
・携帯電話やスマートフォンなどの使用上のマナーを確認

フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守る基本です

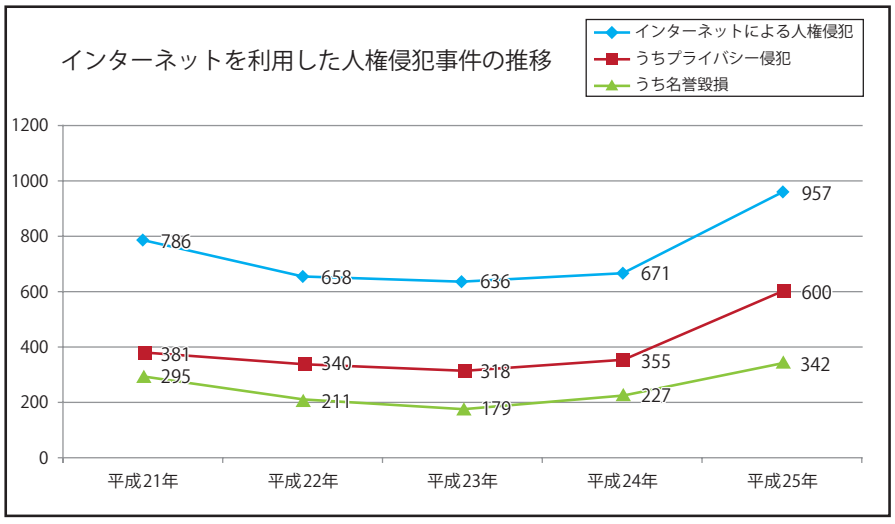

インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数
（平成 26 年度法務省）